退職に伴い、日油健康保険組合の資格を喪失します。

すぐに就職するのでなければ、次のいずれかに加入することになりますので、検討してください。

A····国民健康保険へ加入→お住まいの市区町村へ申請

B・・・・被扶養者となる→ご家族の健康保険組合等へ申請

C····任意継続被保険者になる→退職時所属事業所経由で当健康保険組合へ申請

## <任意継続制度について健保に多く寄せられるQ&A>

問:「国民健康保険と任意継続、私にはどちらが良いでしょうか?」

答:「国民健康保険は、市区町村に報告する前年度の所得、扶養家族数等によって変わります。

また、保険料の内訳も市区町村によって異なりますし、付加給付の問題もあります。一概には判断できません。

国民健康保険の金額等については、お住まいの地域の役所へ、ご相談される事をお勧めします。」

問:「任意継続をやめて、国民健康保険へ移りたいのですが。」

答:「任継者の資格を喪失する事由として、〈任意継続被保険者制度について〉の⑥に該当します。

当組合の資格喪失証明書がお手元に届き次第、国民健康保険組合の加入手続きを行ってください。

問:「(任継加入時、喪失時)以前使用していた保険証は、どうすればよいでしょうか?」

答:「資格喪失後は、その資格の保険証は使用出来なくなりますので、速やかに健保宛ご返却下さい。

任継加入時の新しい保険証は、必要書類・初回保険料の確認が取れ、退職時所属事業所から

喪失届が届きましたら速やかに郵送致します。もし、通院中の病院がありましたら、保険証が変更になった

旨を伝え、お手元に届きました新しい保険証を提示してください。」

問:「保険料の前納制度とは何でしょうか。どんなメリットがありますか?」

「前納の金額や納付時期を知りたいのですが。」

「前納制度を利用するにあたり、注意点はありますか?」

答:「前納制度とは、保険料を期日までに、事前に纏めて納めていただくことにより、年4分の割引が受けられる制度です。

通期(1年分を1回に纏め納める)半期(1年を前期・後期に分け、2回に分け納める)の2種類があります。

保険料が割引されること、振込の手間が年1回・もしくは2回で済むこと、それに伴う振込手数料が軽減できること等がメリットとして挙げられます。金額・納付期限等、詳細は、HPを参考にして下さい。また、注意点としましては、

納付期限までに、所定の金額を納めていただくこと(期限を過ぎると、前納になりません)、

前納した保険料は、就職し、他被保険者の資格を取得した場合か、被保険者の方が亡くなられた場合のみ返金可能、

この2点が挙げられます。よくご検討いただき、支払い方法を選択してください。」

問:「今月分の保険料は期日までに支払ったのに、月末にまた引落がされているようなのですが?」

答:「退職時に給与から引かれている保険料は、前月分となります。また、多いご質問として、自動引落を希望される方は、

月末(27日)引落されますが、この時、任継に加入されている皆さんの保険料を業者で纏め、

健保には翌月10日頃、入金されます。

結果、皆様の口座から月末(27日)に引き落としされているものは、翌月分の保険料となります。

ちょうどお振込の時期と重なると、月初10日の期日までに支払をしていただいたのに、

その月末に引落がもう一度されてしまったように見えてしまう事があります。

その他不明な点がございましたら、遠慮なく健康保険組合までお問合せ下さい。」

問:「次年度の保険料は、いくらですか?」

「次年度の保険料支払は、どのようにすればよいでしょうか?」

「支払い方法は、もう変更できないのでしょうか?」

答:「翌年度の保険料が確定するのが、毎年2月末頃になります。3月初旬には

届出のご住所へ、保険料につきご案内を郵送いたします。また、お支払い方法の変更については

同時期に年1回、受付いたします。詳細はこのご案内をお待ち下さい。」

問:「2年目の保険料が高いままだ。収入が無いのに、どうして?」

答:「在職中は事業主と被保険者双方で保険料は負担していましたが、任継者の保険料は

全額自己負担となります。保険料額は退職時の標準報酬月額か、健康保険組合全体の

平均標準報酬月額のどちらか低いほうの標準報酬月額に、保険料率を

乗じて算定されることになります。この標準報酬月額は、2年間適用されます。

よって、退職後に収入が無い場合でも、2年目から保険料が大きく減る、と言う事はありませんのでご留意下さい。」

問:「確定申告のため、保険料の領収書、医療費のお知らせが欲しい。」

答:「保険料納付証明、医療費のお知らせ、とも3月初旬には発送いたします。」

問:「もうすぐ加入してから2年経ち、任意継続の資格が切れます。そろそろ国保への加入手続きをしたいのですが。」

答:「資格喪失の数日前までには、届出されておりますご住所へ、資格喪失の通知文を発送いたします。

この証明書を持ち、役場へ行き、国民健康保険への加入手続きを行ってください。

大変恐れ入りますが、手続きの都合上、喪失日数日前より早く通知文をお出しすることが出来ません。ご了承下さい。」